

(2) 基本方針2 自転車を安全・快適に利用できる都市環境の形成

表 3.5 基本方針2の取り組み状況

施策体系	施策	施策の実施状況概要	施策の成果概要
4) 自転車ネットワーク路線*の選定・整備	施策10 自転車ネットワーク路線の選定・整備	・各エリアの路線整備を実施	・「自転車ネットワーク路線」の整備延長は概ね堅調に推移
5) 安全・安心に通行できる自転車通行空間の整備	施策11 あんしん通行路線*の整備	・あんしん通行路線の整備を実施	・「あんしん通行路線」の整備延長は概ね堅調に推移 ・都心部における放置自転車・撤去自転車の台数は減少傾向で推移しているが、近年は概ね横ばい傾向
	施策12 生活道路における安全対策の実施	・生活道路において歩道整備を実施	
	施策13 自転車通行空間の適正な維持管理	・自転車通行空間の道路台帳の作成	
	施策14 路上駐車対策等による自転車通行空間の確保	・市の法定外表示ガイドラインを改定 ・違法駐車等防止重点地域において、ドライバーに対して交通安全指導員による助言・啓発活動を実施	
6) 利便性の高い駐輪環境の整備・更新	施策15 公共駐輪場の整備及び改修・改善	・公共駐輪場の整備・改修・改善を実施	
	施策16 放置自転車の効率的な撤去及び防止対策の実施	・放置自転車の撤去、街頭での放置防止の監視・呼びかけを実施	
	施策17 新たな駐輪場の活用検討	・令和3年度に改正された附置義務駐輪場*の整備基準を定めた条例の周知を推進	



1) 施策の実施状況

(7) 自転車ネットワーク路線の選定・整備

前回計画に則り、自転車ネットワーク路線の整備を実施しました。

評価指標である整備延長については、目標値には届かなかったものの、概ね堅調に推移しています。

表 3.6 自転車ネットワーク路線の選定・整備の実施状況

施策	実績	R3	R4	R5	R6
施策10 自転車ネットワーク路線の選定・整備 【重点】	「自転車ネットワーク路線」の整備を実施	○	○	○	○

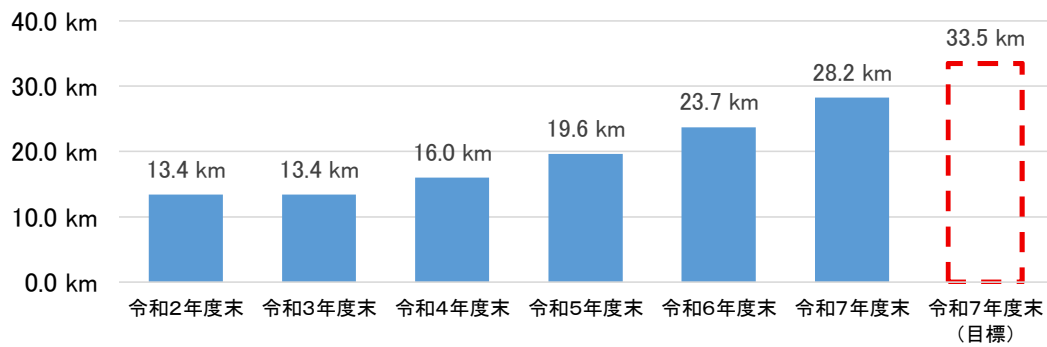
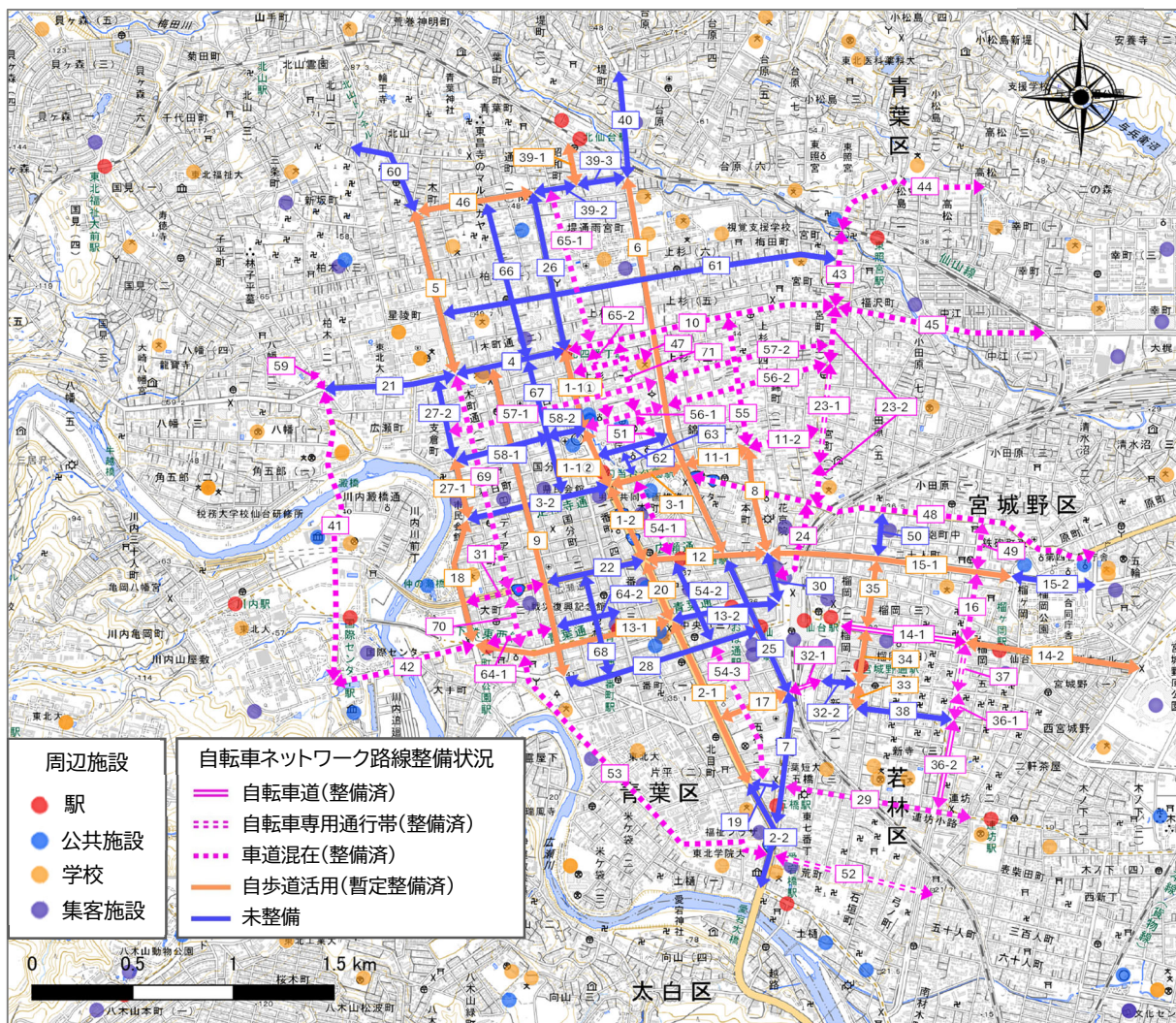


図 3.30 自転車ネットワーク路線の整備延長の推移

【都心エリア】

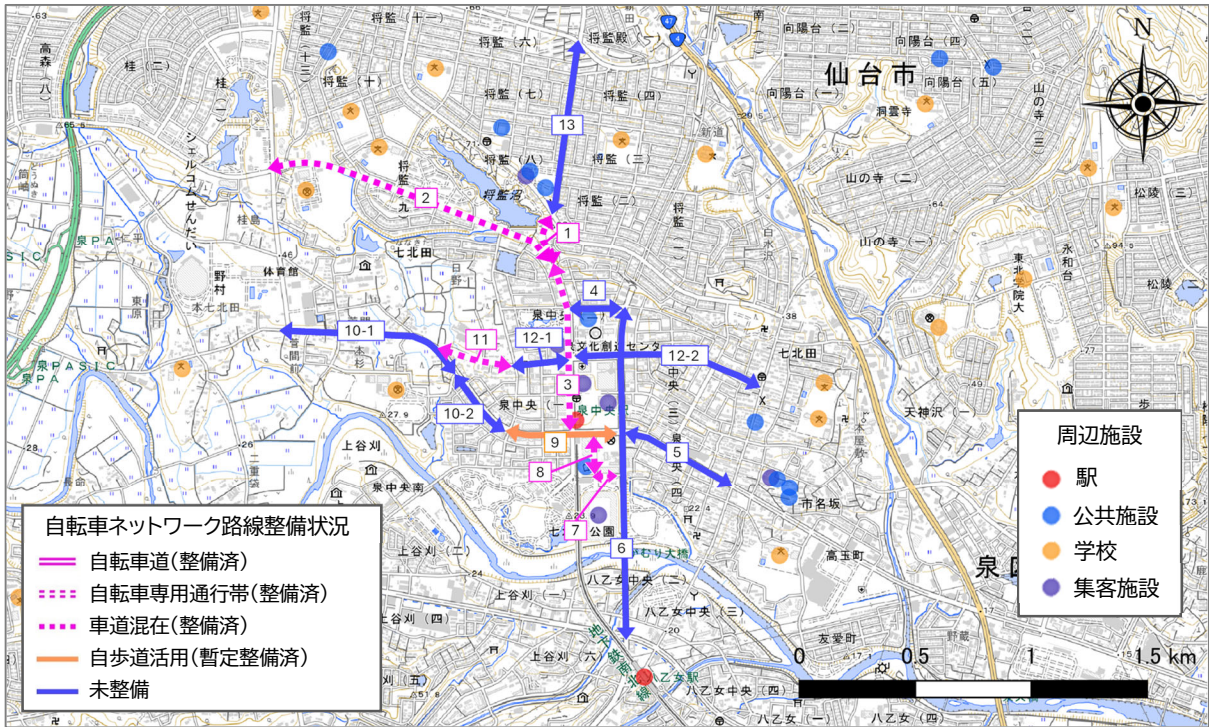


※整備状況は計画上の表示
(この地図は、国土地理院地形図を使用している)

図 3.31 自転車ネットワーク路線整備状況(都心エリア) ※整備状況は令和7年度末時点



【泉中央エリア】

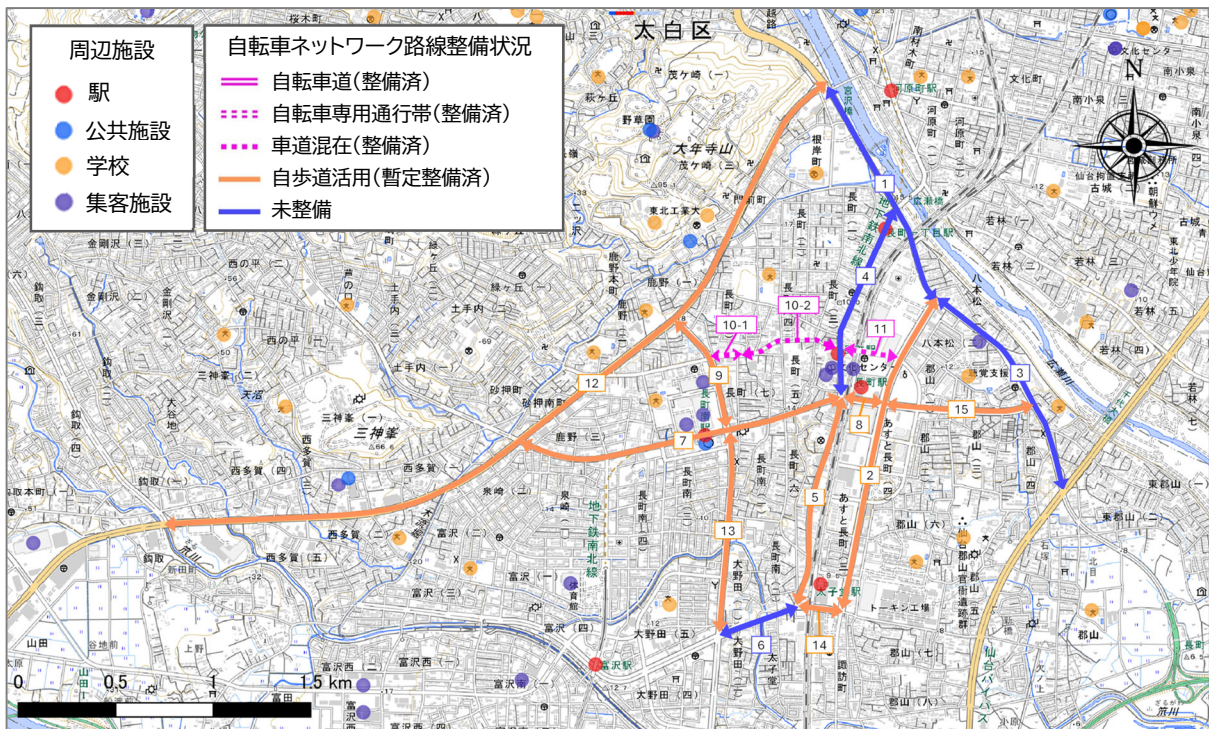


※整備状況は計画上の表示

(この地図は、国土地理院地形図を使用している)

図 3.32 自転車ネットワーク路線整備状況(泉中央エリア) ※整備状況は令和7年度末時点

【長町エリア】



※整備状況は計画上の表示

(この地図は、国土地理院地形図を使用している)

図 3.33 自転車ネットワーク路線整備状況(長町エリア) ※整備状況は令和7年度末時点



(自転車押し歩き推進区間：東二番丁通西側電力ビル前)



(矢羽根型路面表示*：市道片平丁線外1線)



(矢羽根・自転車のピクトグラム*路面表示
：市道北一番丁2号線)

図 3.34 自転車ネットワーク路線の本市整備事例

(イ) 安全・安心に通行できる自転車通行空間の整備

前回計画に則り、あんしん通行路線等の整備を実施しました。また、生活道路の整備、違法駐車対策を実施しました。制度面では、自転車通行空間の道路台帳の作成や、法定外表示ガイドラインの改定を進めました。

評価指標であるあんしん通行路線の整備延長は、目標値には届かなかったものの、概ね堅調に推移しています。

表 3.7 安全・安心に通行できる自転車通行空間の整備の実施状況

施策	実績	R3	R4	R5	R6
施策11 あんしん通行路線の整備	「あんしん通行路線等」の整備を実施	○	○	○	○
施策12 生活道路における安全対策の実施	令和3年「通町地区」(路肩のカラー化) 令和4年「通町地区」(矢羽根を設置) 令和5年・6年「袋原地区」(歩道整備)	○	○	○	○
施策13 自転車通行空間の適正な維持管理	維持修繕コスト削減に繋がる取り組みを調査・検討し、市の法定外表示ガイドラインを改定	-	-	-	○
	自転車通行空間の施設管理台帳の作成、更新・管理	○	○	○	○
	自転車通行空間に係わる路面表示の補修工事を実施	-	-	○	-
施策14 路上駐車対策等による自転車通行空間の確保	市内中心部の違法駐車等防止重点地域において、違法駐車をしようとしている又はしているドライバーに対して交通安全指導員による助言・啓発活動を実施	○	○	○	○
	駐車監視員による違法車両の確認等、警察と連携した違法駐車対策の実施	○	○	○	○
	「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」に基づき、条例対象建築物への荷さばき車の駐車施設附置について、指導等を実施	○	○	○	○

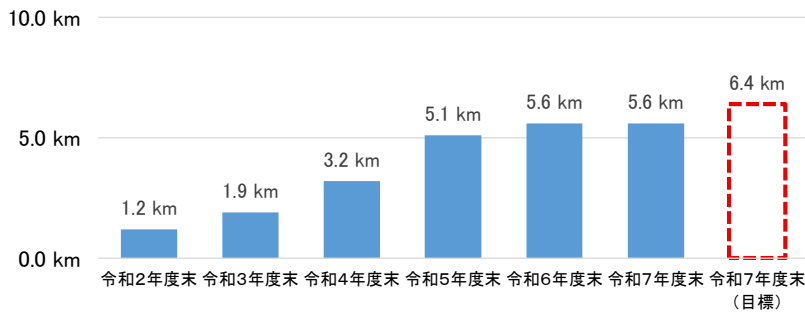
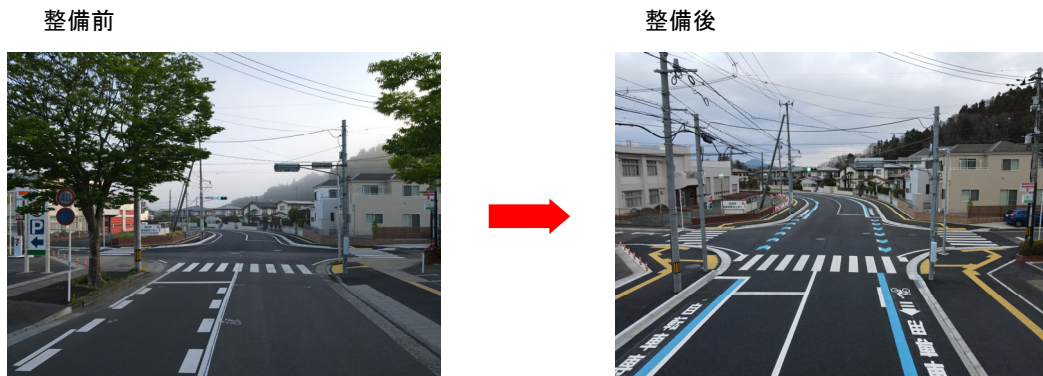


図 3.35 「あんしん通行路線」の整備延長の推移



「あんしん通行路線」No.20 市道加茂幹線1号線

図 3.36 「あんしん通行路線」の取り組み(令和6年度実施状況より抜粋)



図 3.37 違法駐車ドライバー等に対する交通安全指導員による助言・啓発

自転車通行空間における法定外表示ガイドライン

平成29年4月 策定
令和7年2月 改定
仙台市

(例) 一般部

自転車と自動車の交通が多く、事故が容易な交差点部では、矢形標型路差表示（PG 図 3-4）を併設する必要がある。（交差点部の設置間隔は5m以下を目安とする。）

- 自転車専用レーン（P7 図 3-7）は、交差点部の出入口部に設置する。
- 特に歩道幅が狭い場合、交差点部では、自転車及び自動車の軌線が交差点内で重なるため、矢形標型路差表示の設置間隔を密にし、自転車の軌線を明確にする。
- 自転車ネットワーク部側の交差点部において、交差点部を越えたところで路差表示が設置されるなど、交差点部処理を密に行うことが望ましい。

【一般部交差点】

【踏切等の交差点】

【併設部交差点、くい違い交差点】

【図 3-14】 普通部（交差点部）の標準イメージ

(例) 踏切部（車道）

- 歩道帯の中でも、特に自動車の速度が早く自動車交通量が少ない踏切部の車道部においては、矢形標型路差表示（PG 図 3-4）を必ずしも10m間隔で設置しなくてもよいものとする。その際は、横線、交差点の出入口部に矢形標型路差表示と自転車ピクトグラム（P7 図 3-7）を1箇所ずつ設置する。
- なお、踏切部は標準幅員5.5m未満（一方通行道路の場合、4.0m未満）を目安とするが、個別の踏切部に用地状況等を踏まえて有効とする。
- 踏切部においても、交差点部で矢形標型路差表示の設置間隔を5m以下とするが、交差点部の幅員が狭い交差点において、矢形標型路差表示によって停止線や横断歩道等の路型表示の明瞭性の低下が懸念される場合は、設置間隔を広げてよいものとする。

【図 3-16】 踏切部における矢形標型路差表示及び自転車ピクトグラムの設置イメージ

図 3.38 自転車通行空間における法定外表示ガイドライン改定版(抜粋)

(ウ) 利便性の高い駐輪環境の整備・更新

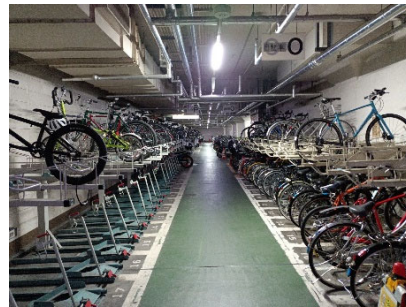
令和4年度には仙台市地下鉄の全駅で駐輪場の整備が完了しました。また、平置き駐輪スペースの増設、キャッシュレス決済の導入など、駐輪場利便性の向上に資する改善を進めました。制度面では、附置義務駐輪場の利用状況や交通データを用いて「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」を改正しました。

表 3.8 利便性の高い駐輪環境の整備・更新の実施状況

施策	実績	R3	R4	R5	R6
施策15 公共駐輪場の整備及び改修・改善	鉄道駅への駐輪場整備	○	○	※	※
	公共駐輪場の改修の実施	○	○	○	○
	平置き駐輪スペース増設による利便性向上	○	○	○	○
	キャッシュレス決済の導入	-	-	-	○
施策16 放置自転車の効率的な撤去及び防止対策の実施	放置自転車の撤去を継続的に実施するとともに、街頭での放置防止の監視・呼びかけを行い、効果的な放置自転車対策を実施	○	○	○	○
施策17 新たな駐輪場の活用検討	附置義務駐輪場の利用状況等の調査と各種交通データ等の分析を行い、条例内容を改正	○	-	-	-
	改正条例に基づく附置義務駐輪場の整備等の促進	-	○	○	○

※令和4年度で主要鉄道駅への駐輪場整備は完了

改修前



改修後



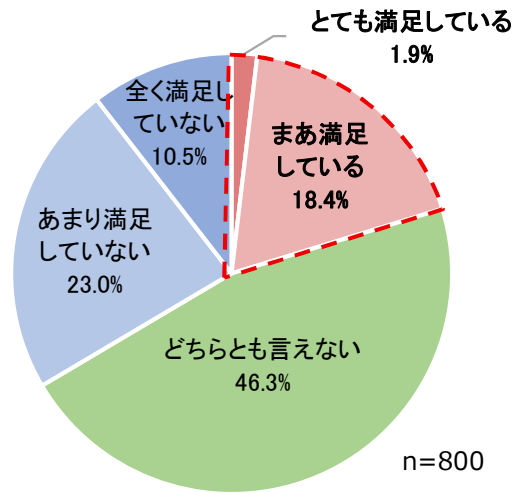
図 3.39 駐輪環境の整備・更新【広瀬通地下自転車等駐車場】(令和6年度実施状況より抜粋)

2) 施策の成果

(7) 自転車通行環境の満足度

自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）によると、本市の自転車通行環境に対して20.3%が「満足している」と回答しています。

自転車通行環境の改善要望は「自転車道*・自転車専用通行帯*や矢羽根、ピクトグラム等の設置による自転車通行空間の整備範囲を拡大してほしい」が41.9%と最も多くなっています。



※小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない

図 3.40 自転車通行環境の満足度

資料：自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）

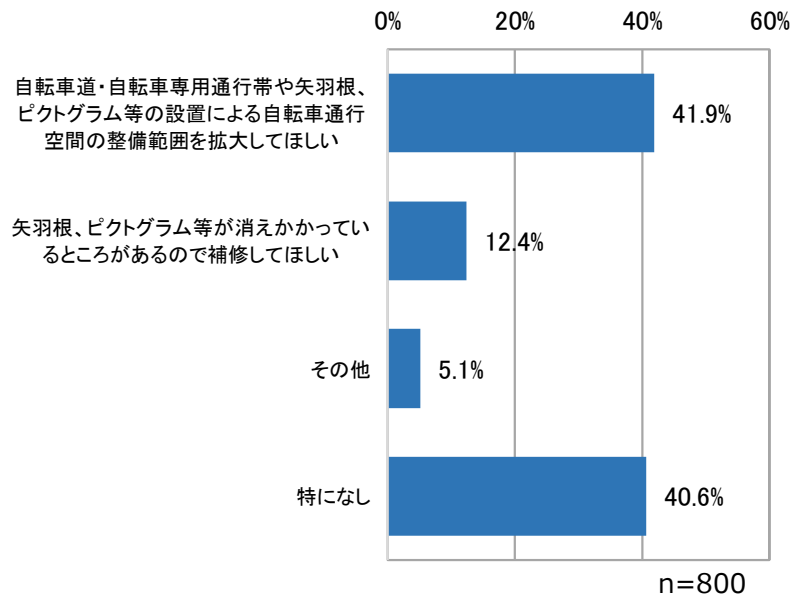


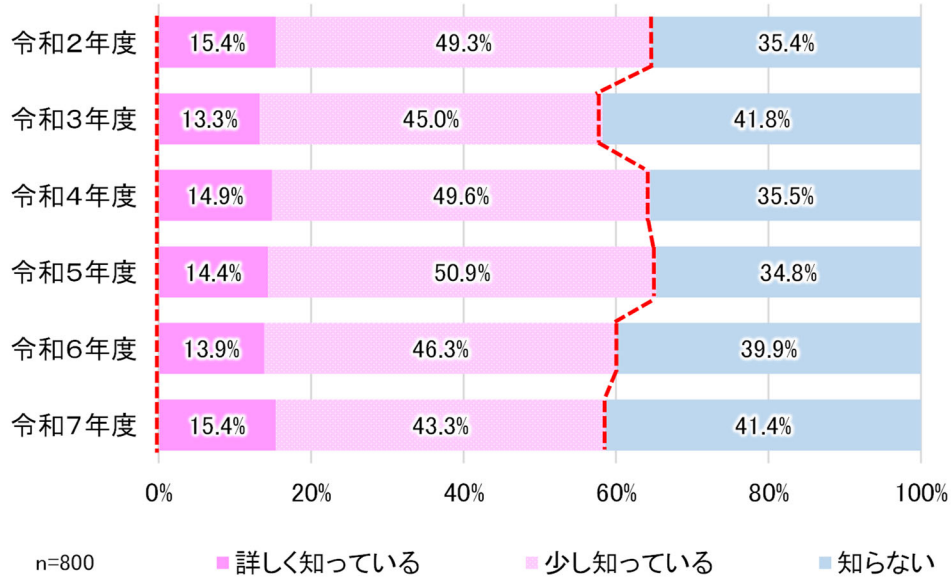
図 3.41 自転車通行環境で改善してほしいこと

資料：自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）



(イ) 自転車通行空間整備の取り組みの認知度

各年度の自転車に関するWEBアンケート調査によると、本市の自転車通行空間の整備の取り組み（自転車道・自転車専用通行帯や、矢羽根・ピクトグラム等の設置による自転車通行空間の整備）の認知度は6割前後となっています。



※小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

図 3.42 自転車通行空間整備の取り組みの認知度

資料：自転車に関するWEBアンケート調査（各年度）

(ウ) 放置自転車の台数

都心部における放置自転車台数は、近年、増減はあるものの、おおむね減少傾向にあり、令和7年度は406台となっています。

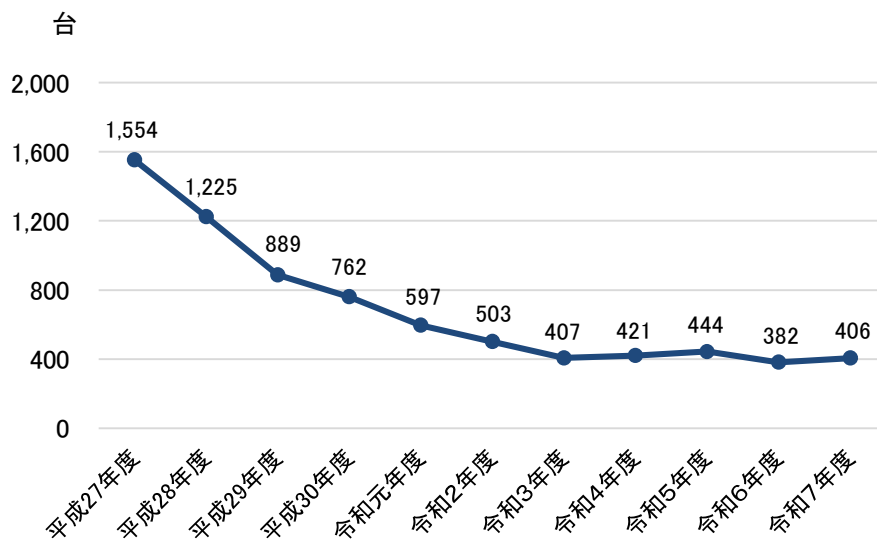


図 3.43 都心部の放置自転車台数の推移

資料：仙台市建設局

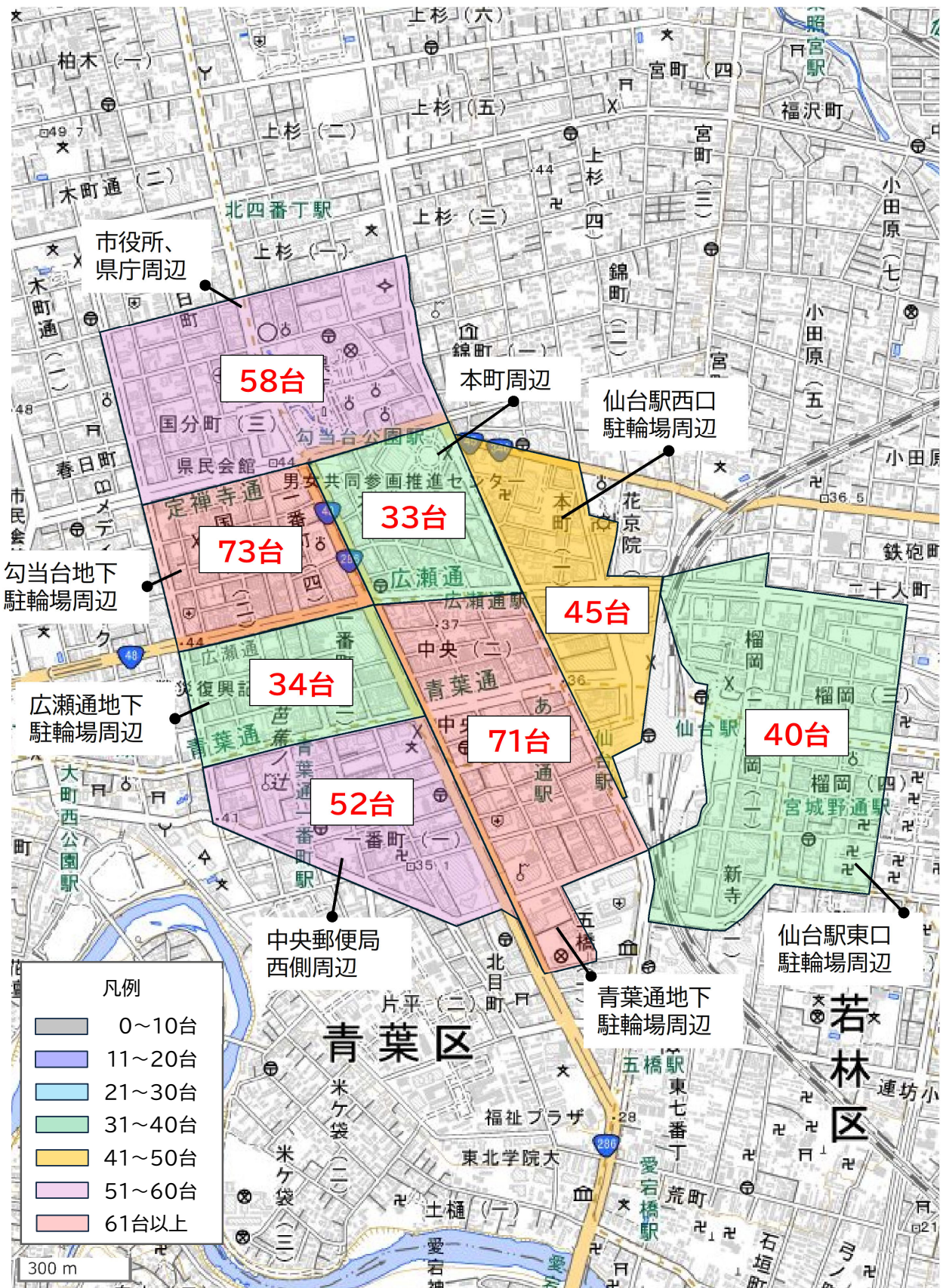


図 3.44 都心部の放置自転車の分布状況(令和7年度)

資料：仙台市建設局



(エ) 駐輪場の利用状況

自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）によると、公共駐輪場（一般駐輪場、路上駐輪場）の利用経験があるとの回答が約7割を占めています。公共駐輪場を利用しない理由としては、「行き先に駐輪場があるから」に次いで「お金がかかるから」、「どこにあるか分からないから」が挙げられています。

公共駐輪場で改善してほしいこととしては、「どこにあるか分かりにくい」、「料金が高い・分かりにくい」等が特に多く挙げられています。

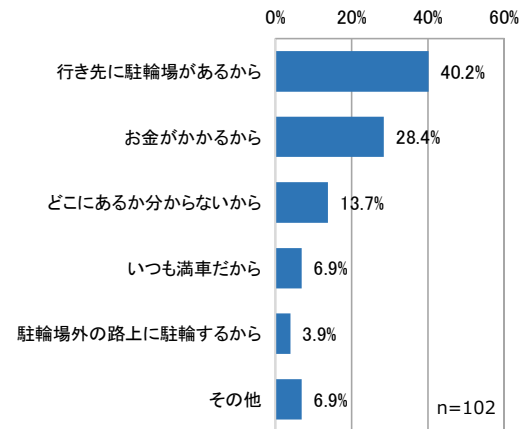
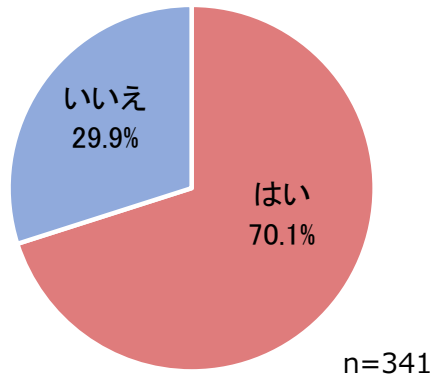


図 3.45 公共駐輪場の利用の有無

図 3.46 公共駐輪場を利用しない理由

資料：自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度） 資料：自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）

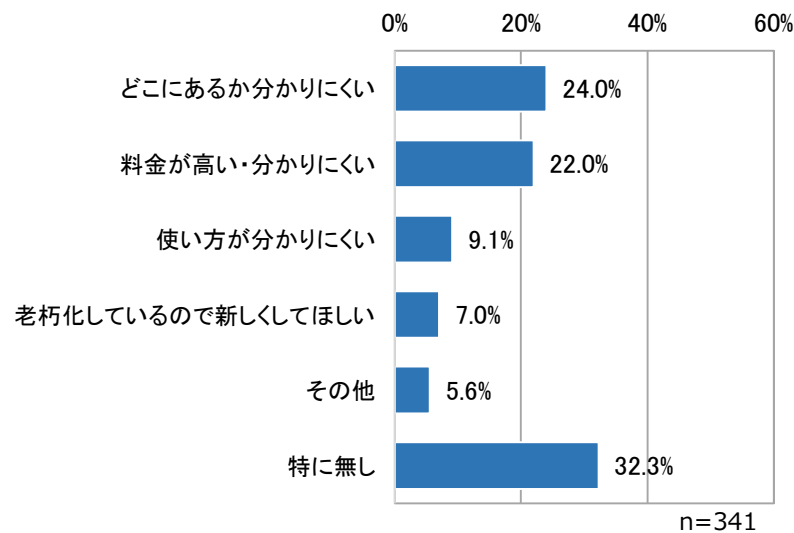


図 3.47 公共駐輪場で改善してほしいこと

資料：自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）

(オ) 駐輪環境の満足度

自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）によると、本市の駐輪環境に対して22.0%が「満足している」と回答しています。

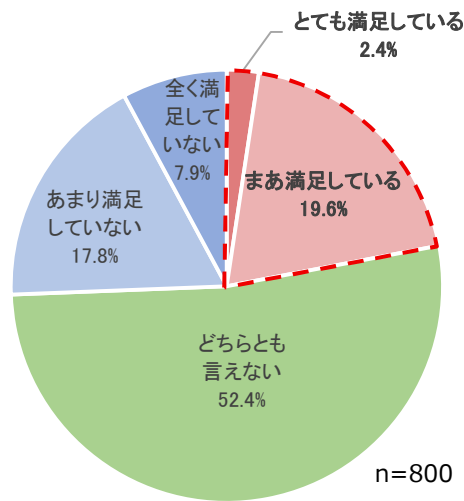


図 3.48 公共駐輪場の満足度

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない

資料：自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）

(カ) 駐輪場や放置自転車対策の取り組みの認知度

各年度の自転車に関するWEBアンケート調査によると、本市の駐輪場や放置自転車対策の取り組み（需要に応じた駐輪場の確保、放置自転車の撤去や街頭での監視・呼びかけ）の認知度は、約60%前後で推移しています。

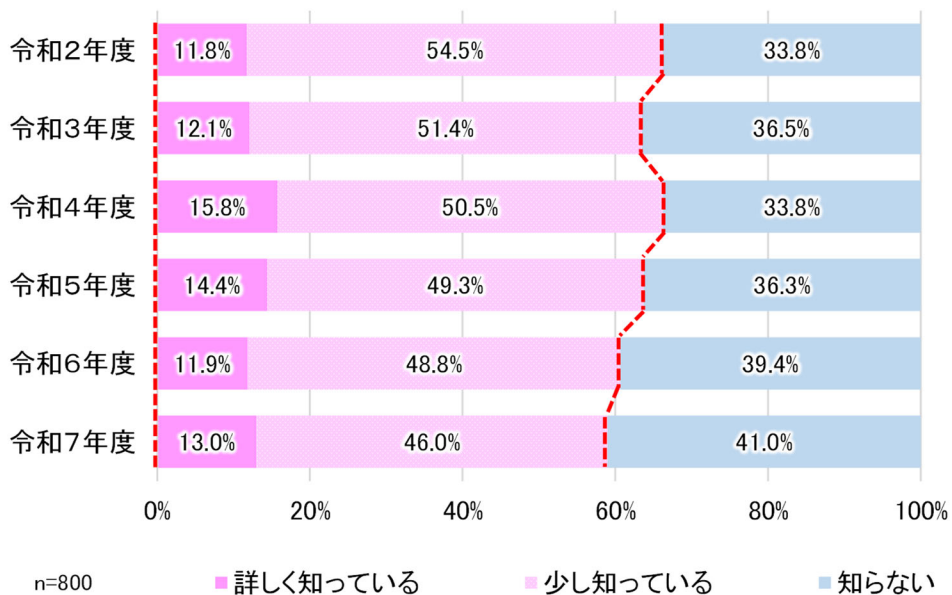


図 3.49 駐輪場や放置自転車対策の取り組みの認知度

資料：自転車に関するWEBアンケート調査（各年度）